6 公害被害等の防止と解決

(1) 公害被害等の状況

カドミウム汚染に起因する公害病であるイタイイタイ病に認定された患者は、13年度末現在、185名、要観察者は334名となっている。

一方、公害紛争処理法に基づき本県の公害審査会に係属した公害紛争処 理事件は、13年度までで5件となっている。

また、公害に関して県又は市町村が受理した苦情は、最近、増加の傾向がみられる。

(2) 公害被害等の防止対策

ア 公害健康被害対策

公害健康被害者に対する補償は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づいており、公害によって生じた健康被害の損失を汚染物排出者負担により補償するもので、医療費、療養手当等の給付がなされている。本県では、44年12月に神通川下流区域のイタイイタイ病が指定を受けている。県では、患者等の救済を図るため、42年にイタイイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱を制定し、43年1月から公費による医療救済を実施している。また、44年12月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が公布され、県では、この法律の施行以降、法に基づく法定受託事務として、47年6月の環境庁公害保健課長通知などの国の示す基準に従い、県公害健康被害認定審査会に諮ったうえで、イタイイタイ病の認定を行っている。一方、黒部市の旧日本鉱業㈱三日市製錬所周辺地域は、45年5月に国がカドミウム環境汚染要観察地域として指定した地域であり、県では、45年から毎年住民の健康調査を実施している。対策の概要は次のとおりである。

(ア) イタイイタイ病対策

患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図るため、保健師等による家庭訪問指導を実施したほか、要観察者に対して管理検診を実施し、健康管理に努めている。また、神通川流域で患者の発生のおそ

れのある地域の住民に対し、検診を実施している。

(イ) カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の旧日本鉱業㈱三日市精錬所周辺地域で住民の健康調査を実施し、住民の健康管理に努めている。

イ 公害紛争等の処理対策

(ア) 公害紛争処理対策

公害紛争処理制度は、公害に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図るため設けられたものであり、県では公害審査会や公害苦情相談員を 設けて、すみやかで適切な解決に努めている。

45年11月の公害紛争処理制度の施行から14年1月21日までに、公害等調整委員会及び都道府県の公害審査会等に係属した事件数は1,693件で、そのうち1,635件が終結しており、うち本県の公害審査会への係属事件は5件で、4件が終結している。

13年度の本県の公害審査会においては、6月11日に黒部川のダム排砂に伴う水質汚濁と漁業被害に関する調停が申請され、年度内に5回の調停期日が開催された。

(イ) 苦情対策

県や市町村で受け付けた大気の汚染や水質の汚濁など典型7公害*についての苦情件数は、図1-16のとおり、47年度の545件をピークに減少していたが、ここ数年増加傾向にあり、13年度は235件となっており、大気汚染に関する苦情が増えている。これらの苦情発生源は、図1-17のとおり、生産工場、建築・土木工事、家庭生活、商店・飲食店の順となっている。

なお、人口100万人当たりの苦情件数は、図1-18のとおり、本県は全国に比べ2分の1以下で苦情の少ない県となっている。

^{*} 典型7公害 ··· 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下 及び悪臭をいう。

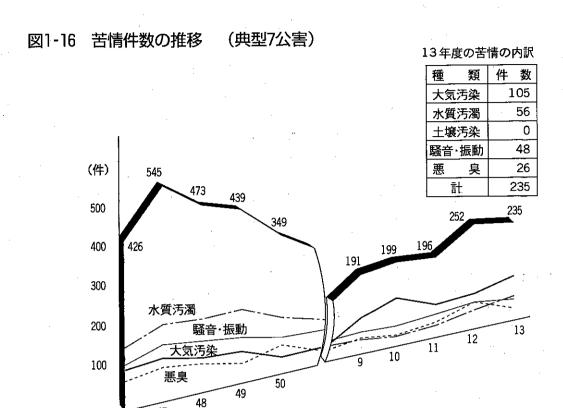


図1-17 苦情の発生源別の推移(典型7公害)

46

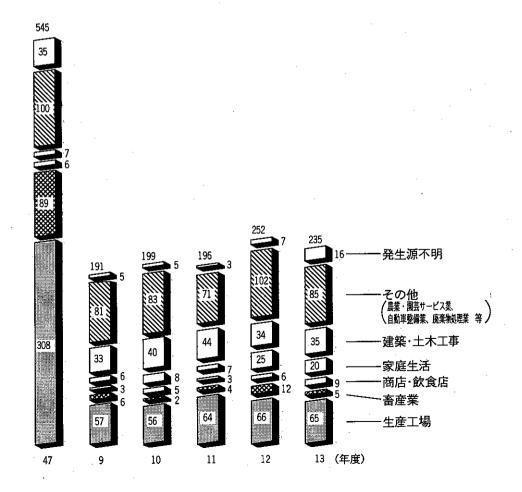
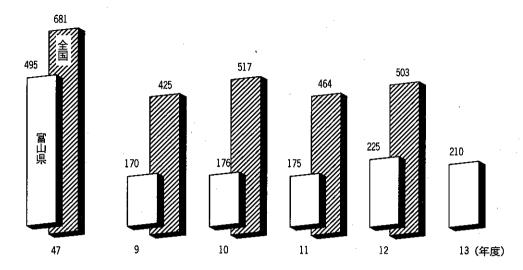


図1-18 人口100万人当たりの苦情件数の推移(典型7公害)



注 本県及び全国の件数は、(苦情件数/人口)×100万人